

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十三号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十五項第二号を削り、同項第一号の号番号を削る。

別表第九十四項市町村の欄中「朝霞市」を削る。

別表第九十九項市町村の欄中「川口市」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第三号市町村の欄中「朝霞市」を「加須市、朝霞市」に改め、「和光市」の下に「久喜市」を、「坂戸市」の下に「上里町」を加え、同項第五号市町村の欄中「和光市」を「加須市、和光市」に改め、同項第六号市町村の欄中「所沢市」の下に「加須市」を加え、同項第九号市町村の欄中「川越市」の下に「加須市」を加える。

別表第十三項第二号事務の欄中7を8とし、同欄6中「5」を「6」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第二十四条第一項の規定による命令（法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）

別表第十四項第一号市町村の欄中「滑川町」の下に「嵐山町、小川町」を、「川島町」の下に「吉見町、ときがわ町、横瀬町」を、「小鹿野町」の下に「東秩父村」を加える。

別表第十五項第三号市町村の欄を次のように改める。

#### 各市町

別表第二十項第二号事務の欄中「第五十四条の二第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

別表第二十二項事務の欄4中「立入検査」を「物件の提出の要求並びに立入検査及び質問」に改め、「特定製造業者等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるもの」を加える。

別表第二十三項第二号事務の欄2中「並びに第三百三十一条の二第二項及び第三項」を「、第三百三十一条の二第二項及び第三項並びに第三百三十七条の十六第二号」に改める。

別表第二十六項第三号市町村の欄中「所沢市」の下に「、加須市」を、「久喜市」の下に「、北本市」を加え、同項第四号市町村の欄中「朝霞市」を「加須市、朝霞市」に改め、「久喜市」の下に「、北本市、蓮田市」を加える。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「横瀬町」の下に「、皆野町」を加え、同項第五号市町村の欄中「飯能市」の下に「、狭山市」を、「日高市」の下に「、吉川市」を加え、同項第六号市町村の欄中「横瀬町」の下に「、皆野町」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「小川町」の下に「、川島町、吉見町」を加える。

別表第四十六項第一号事務の欄中19を20とし、14から18までを15から19までとし、同欄13中「第七十二条の四」の下に「、第七十二条の五第一項」を加え、同欄13の次に次のように加える。

14 法第七十二条の五第二項の規定による要請（卸売販売業者、薬種商販売業者又は再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。）

別表第四十六項第二号市町村の欄中「さいたま市」の下に「、越谷市」を加える。

別表第四十八項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「三郷市」の下に「、蓮田市」を加える。

別表第四十九項市町村の欄中「上里町」の下に「、寄居町」を加える。

別表第五十二項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、東松山市」を、「幸手市」の下に「、吉川市」を加える。

別表第五十三項市町村の欄中「上尾市」を「所沢市、狭山市、上尾市」に改める。

別表第五十九項市町村の欄中「狭山市」の下に「、羽生市」を加える。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「小川町」の下に「、川島町、吉見町」を加え、同項第八号市町村の欄中「、川島町、吉見町」を削る。

別表第六十四項第三号市町村の欄中「上尾市」を「川越市、熊谷市、所沢市、上尾市、草加市」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第六十八項市町村の欄中「久喜市」の下に「、日高市」を加える。

別表第六十九項市町村の欄中「加須市」を「秩父市、加須市」に改める。

別表第七十二項第二号市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加える。  
別表第八十項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「春日部市」の下に「、狭山市」を加える。

別表第八十六項市町村の欄中「志木市」を「加須市、志木市、吉川市」に改める。

別表第九十項事務の欄中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）を「法」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

和光市

- 1 法第五条第一項及び第九条第三項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録
- 2 法第六条第一項の規定による申請書の受理
- 3 法第七条第三項から第五項まで、第八条第二項、第九条第四項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第二十六条第三項の規定による通知
- 4 法第九条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項及び第二項並びに第三十一条第二項の規定による届出の受理
- 5 法第十条の規定による閲覧
- 6 法第十三条第一項の規定による登録の抹消
- 7 法第二十四条第一項及び第三十六条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
- 8 法第二十五条第一項から第三項までの規定による指示
- 9 法第二十六条第一項及び第二項の規定による登録の取消し
- 10 法第二十七条第一項の規定による公告及び登録の取消し
- 11 法第二十八条第一項の規定による指定登録機

関の指定

- 12 法第三十一条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第三十八条第三項並びに第三十九条第二項の規定による公示
- 13 法第三十三条第一項の規定による認可
- 14 法第三十三条第三項及び第三十五条の規定による命令
- 15 法第三十七条第一項の規定による許可
- 16 法第三十八条第一項の規定による指定の取消し
- 17 法第三十八条第二項の規定による指定の取消し及び命令
- 18 法第三十九条第一項の規定による登録事務の実施

別表第九十二項事務の欄1中「並びに第九十四条第一項及び第三項」を「、第九十四条第一項及び第三項、第二十一条第一項、第三十四条第一項、第三十七、七条第四項並びに第四百四十一条第一項後段（法第四百四十五条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄7中「第二十四条第三項第三号」の下に「（法第二百一十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄8中「及び第五十一条第六項」を「（法第二百一十六条第三項において準用する場合を含む。）」、第五十一条第六項及び第一百十二条」に改め、同欄9中「第二十五条第二項」の下に「（法第二百二十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに法第九十九条第三項」を「、法第九十九条第三項、第二百二十三条第一項（法第九十九条第二項において準用する場合を含む。）」並びに第三百三十七条第五項」に改め、同欄10中「第四十一条の二第三項」の下に「（法第三百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄11中「第四十一条の二第四項」の下に「（法第三百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄12中「第四十二条」の下に「（法第三百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄13を削り、同欄14中「第九十七条第二項」の下に「及び第六十条第二項」を加え、同欄14とし、同欄15中「第二項」の下に「並びに法第六十一条第一項及び第二項」を加え、同欄15を同欄14とし、同欄16中「第九十八条第三項」の下に「及び第六十一条第三項」を加え、同欄16を同欄15とし、同欄17中「及び第九十九条第二項」を「、第九十九条第二項及び第六十一条第四項」に改め、同欄17を同欄16とし、同欄18中「第九十八条第五項」の下に「及び第六十一条第五項」を加え、同欄18

を同欄17とし、同欄19中「第九十八条第六項」の下に「及び第六十一条第六項」を加え、同欄19を同欄18とし、同欄20中「第九十八条第七項」の下に「及び第六十一条第七項」を加え、同欄20を同欄19とし、同欄31中「第七十五条第二項、第三項及び第五項」を「第七十七条第二項、第三項及び第五項から第七項まで」に改め、同欄31を同欄39とし、同欄30を同欄37とし、その次に次のように加える。

38 施行規則第五十四条（施行規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知

別表第九十二項事務の欄中29を36とし、22から28までを29から35までとし、21を20とし、その次に次のように加える。

21 法第百四条第一項の規定による指導及び助言

22 法第百四条第二項の規定による指示

23 法第百四条第三項及び第百十四条第三項の規定による公表

24 法第百九条第一項及び第百十一条第一項の規定による認定

25 法第百十四条第一項の規定による報告の徴収

26 法第百十四条第二項の規定による勧告

27 法第百六十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告、助言及び援助

28 法第百六十三条の規定による技術的援助の請求の受理

別表第九十三項第三号市町村の欄を次のように改める。

#### 各市町村

別表第九十六項市町村の欄中「戸田市」の下に「、蓮田市、日高市」を加える。

別表中第百十四項を第百十五項とし、第百十三項を第百十四項とする。

別表第百十二項第五号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、春日部市」を加え、同項第六号市町村の欄中「春日部市」を削り、同項第七号市町村の欄中「越谷市」の下に「、久喜市」を加え、同項第九号市町村の欄中「伊奈町、三芳町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町」に改め、同項第十号市町村の欄中「羽生市」の下に「、鴻巣市」を、「久喜市」の下に「、北本市」を加え、同項を同表第百十三項とし、同表中第百十一項を第百十二項とし、第百四項から第百十項までを一項ずつ繰り下げらる。

別表第百三項市町村の欄中「加須市」の下に「、上尾市」を、「鶴ヶ島市」の下に「、日高市」を加え、同項を同表第百四項とし、同表中第百二項を第百三項とし、第百一項を第百二項とする。

別表第百項事務の欄4中「立入検査」を「物件の提出の要求並びに立入検査及び質問」に改め、「特定食品関連事業者」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにあるもの」を加え、同項を同表第百一項とし、同表中第九十九項を第百項とし、第九十八項を第九十九項とし、第九十七項の次に次の一項を加える。

98	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第三条第一項及び第三項の規定による認定</li> <li>2 法第三条第六項及び第八条第一項の規定による協議</li> <li>3 法第三条第八項の規定による通知</li> <li>4 法第三条第九項の規定による公示</li> <li>5 法第四条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>6 法第七条第一項の規定による認定の取消し</li> <li>7 法第七条第二項の規定による公表</li> <li>8 法第七条第三項の規定による公示の取消し及び公示</li> <li>9 法第二十八条及び第二十九条第二項の規定による周知</li> <li>10 法第二十九条第一項の規定による届出の受理</li> <li>11 法第三十条第一項の規定による報告の受理</li> <li>12 法第三十条第二項の規定による報告の徴収</li> </ol>	さいたま市
	<p>埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第二十条第一項の規定による計画の受理</li> <li>2 条例第二十一条及び第二十二条の四の規定による届出の受理</li> </ol>	熊谷市

別表に次の一項を加える。

	<p>3 条例第二十二條及び第二十二條の五の規定による公表</p> <p>4 条例第五十四條の規定による報告及び資料の徴収（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>5 条例第五十五條第一項の規定による立入検査及び質問（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>6 条例第五十六條の規定による勧告（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>7 条例第五十七條第一項の規定による公表（特定建築主に係るものに限る。）</p> <p>8 条例第五十七條第二項の規定による意見の機會の付与</p>	
--	--	--

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「秩父市」の下に「、所沢市」を、「東松山市」の下に「、狭山市」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「川口市」を「熊谷市、川口市」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 平成二十八年七月一日
- 三 第四条の規定 平成二十九年一月一日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。